

〔一〕 沿革と推移

1. 沿革
2. 拡張事業の概要
3. 水道事業のあゆみ
4. 事業規模の推移及び概要
5. 水道料金の変遷
6. 加入料金の変遷
7. メーター料金の変遷
8. 手数料の変遷

1 沿革

上水道創設以前は井戸水を使用していたが、井戸の大部分は鉄分を含有しており俗に言う「かなけ」質のためろ過して飲料水としていた。

夏季にはしばしば井戸水が枯渇し、また防火用水としての必要性から、昭和2年6月の大津町議会において上水道敷設が決定された。幾多の曲折を経て昭和3年4月創設の認可を受け、翌4年1月給水を開始した。

給水人口は13,000人、1日最大給水量は1,755m³であった。

その後、昭和6年に第1次拡張事業を施行、続いて昭和9年第2次拡張事業を実施し、沈澱池、貯水池の築造及び急速ろ過装置など施設の整備を図り給水需要に応えた。

町勢の発展と共に隣接村落との合併によって昭和17年4月市制が施行され、上水道についても産業の発展・人口の増加に伴い水需要はひっ迫の度を加えてきたが、施設拡張を実施するも水源地の環境が諸工場に囲まれ、拡張する余地がないなど悪条件下にあって水利、用地の諸問題が未解決のまま戦時中の渦中に消え実現を見なかった。

戦後急速に復活した給水需要に応えるため、昭和23年第1次府営水道事業が各衛星都市の要望により再開され、堺市以南の市町に対し原水補給対策が決定された。本市においても取水量に不安のある高津町浄水場に原水の補給を受けることとし、取水、沈澱、ろ過、及び滅菌の各施設を設け、別に大阪府営水道送水管路に接する地点に曾根ポンプ所を新設し、府営水道の受水体制を確立した。これによって穴師地区など未給水区域に給水するため、総工費1億3千5百万円をもって昭和27年3月第3次拡張事業を施行し、その間配水管施設工事、取水施設及び配水施設の整備を図るなど、昭和32年拡張事業を完了した。

しかし、この拡張事業は戦後需要の急増に対処できず、このため水源確保が緊急課題となり、取水源である大津川上流の槇尾川を水源とする光明池土地改良区管理の農業用灌がい施設に目を向け、昭和32年より調査をして近隣市町と協同して関係方面に働き掛けを行ってきたところ、光明池土地改良区との間に了解が成立した。昭和34年3月基本的な水利協定の締結をみて実施測量に着手し設計を完了した。和泉市、高石町（現高石市）と共に泉北用水組合（現泉北水道企業団）を組織し、その組合議会の議決を経て昭和35年3月水道用水供給事業の認可を得た。これによって昭和49年を目標とする水源が確保できたので、この泉北用水組合の給水計画に基づいて、昭和37年8月第4次拡張事業を施行した。この計画は昭和50年の給水人口60,000人を目標として1日最大給水量22,800m³の計画水量としたが、社会経済の成長によって集団住宅の建設、堺泉北港造成地帯の伸展により水需要が当初計画水量よりも増加する見通しとなり、昭和46年拡張事業を一部変更するとともに、水源確保については府営水道などに受水増量の要請を行い、一部深井戸築造により自己水を確保した。

大津川の水質は、上流の下水道普及と浄化処理が困難な中性洗剤の下水が多くなり、浄水量が漸次減少しつつあり自己水源としてあまり期待できなくなった。また毎年のごとく需要最盛期に府営水道の受水制限を受けるため、曾根ポンプ所に受水池を築造するなど府営水の夜間受水を強化し、さらに府営水道4拓南部幹線の受水分岐増設によって受水の確保を図り給水施設能力の増強を図った。

昭和48年全国的な「からつゆ」により本市としては異例の給水対策本部を設置し、生活用水確保のため日夜苦慮するところとなった。琵琶湖は標準水位を割り、近畿圏に及ぼした水不足は連日マスコミに社会問題として報じられ水源開発の緊急性が叫ばれた。本市も節水啓発運動を積極的に推進した。

石油パニック、消費抑制、景気停滞の長期化する中であって、堺泉北港造成地内の水道施設整備に関連して第5次拡張事業を総工費13億1千5百万円で施行、主な工事として汐見配水場の新設をはじめ、集中設備、配水管整備工事など泉北七区地先の水道施設整備を図った。

また、曾根ポンプ所には計算機設備を導入するなど、各施設の遠隔操作を可能とする一連の集中管理施設を整備し、昭和55年3月第5次拡張事業を完了した。

年々、河川の水質汚濁が進み高津町浄水場は取水困難となり、昭和55年6月から取水を休止していたが、同地が天津川改修計画区域に含まれるため昭和61年9月に廃止、新たな配水場建設予定地を市内板原地区で取得した。

昭和62年堺泉北港港湾整備事業に伴い、給水区域の拡大が必要となった機会に計画給水人口及び計画給水量の見直しを行い、府広域的水道事業計画等関連する諸条件を考慮し、目標昭和70年度計画給水人口76,000人、1日最大給水量43,700m³とした第6次拡張事業計画を申請し、昭和62年9月認可された。

自己水源である深井戸は、水質の悪化や施設の老朽化、揚水量の減少等があり、当分の間、大阪府営水道等の受水に依存し、平成2年度から地下水の取水を一時休止した。

平成6年は夏場の記録的な高温、少雨による異常渇水及び琵琶湖の水位低下に伴い、一時取水制限が実施された。本市としては、異例の渇水対策本部を設置し、取水制限の対応として、新聞折り込みチラシ、広報車による節水の呼び掛け、自治会を通じ節水協力依頼等、節水啓発運動を積極的に推進した。

平成7年1月17日未明発生の阪神・淡路大震災において、本市水道施設の被害状況に早急に対応措置を図るとともに、被災市への応援活動を行った。

平成9年2月策定の水道事業計画基本構想の基本施策に沿って、水道事業整備計画策定業務を実施し、後世に継承し得る21世紀の水道システムを目指した中長期整備計画「SHEEP plan 21」を平成10年2月に策定した。

また、平成9年3月には消防防災部局との共同施設である飲料水兼用耐震性貯水槽を田中町に設置し、さらに、将来の水需要及び災害等緊急時の応急給水に対応するため、同年6月中央浄配水場内に耐震構造の5号配水池を築造、総配水池容量が19,000m³となり、12時間以上の給水量を確保するとともに、平成10年3月に公道上における石綿管の更新についてはすべて完了したところである。

平成12年3月には、2基目となる飲料水兼用耐震性貯水槽を助松町二丁目に設置した。

臨海部のなぎさ町をはじめとした急激な人口増加に伴い、平成13年3月には給水人口を81,000人とする第6次拡張事業の変更認可を受けた。

また、汐見沖地区（フェニックス地区）の埋立事業に伴い、給水区域に編入するため平成19年3月に第6次拡張事業の軽微変更を提出した。

平成15年度から着手している中央浄配水場更新整備事業は、耐震性の配水池3,000^m池及び新管理棟が完成するとともに、主要なポンプ設備及び電気設備の設置が終了し、平成19年3月から新システムで運転を行い、施設名称も「中央配水場くらしの水センター」と変更した。

平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震による東日本大震災においては、各被災市へ応急給水を行った。

今後においても、中央配水場更新整備事業及び配水管整備事業を計画的に進め、より「安心・安全で、良質な水道を、安定的に供給できるよう」に万全を尽くし、市民サービスの向上に努めていく。

2 拡張事業の概要

事業名	認可 年月日	起工 年月日	竣工 年月日	事業費	基本計画		
					給水人口	1日1人 最大給水量	1日最大 給水量
				千円	人	ℓ	m ³
創設	昭和 3.4.10	昭和 3.7.12	昭和 4.1.15	125	13,000	135	1,755
第1次 拡張事業	6.6.19	6.9.21	7.3.18	24	13,000	135	1,755
第2次 拡張事業	9.3.31	9.5.10	9.8.30	29	13,000	135	1,755
第3次 拡張事業	26.5.11	27.3.10	32.3.31	135,501	28,000	270	7,560
第4次 拡張事業	37.3.31	37.4.1	41.3.31	180,000	60,000	380	22,800
第4次 認可変更	40.3.26	37.4.1	46.3.31	450,000	87,816	435	38,200
第4次 認可変更	42.2.25	37.4.1	46.3.31	566,950	87,816	435	38,200
第5次 拡張事業	48.1.11	48.6.1	55.3.31	1,876,287	90,000	525	47,250
第6次 拡張事業	62.9.24	65.4.1	67.3.31	871,000	76,000	575	43,700
第6次 認可変更	平成 13.3.19	平成 13.4.1	平成 22.3.31	10,610,000	81,000	541	43,700
第6次 変更届出	19.3.27	19.4.1	22.3.31	836,470	81,000	541	43,700 (39,802)

水道事業のあゆみ

年・月	事業等	制度等
昭 3 . 4		大津町上水道事業創設認可受く 【河合角太郎町長】
3 . 7	大津町営上水道敷設工事着手	
4 . 1	工事竣工高津町浄水場において通水式挙行	
6 . 6	第1次拡張事業着手 翌7年3月完了	
6 . 8		大津町、穴師村、上条村合併 新「大津町」 成立 【河合角太郎町長】 【八木峯太郎町長】
9 . 5	第2次拡張事業着手 同年8月完了	【藤井常次郎町長】 【吉田慶治郎町長】 【八木徳太郎町長】
17 . 4		市制施行、泉大津市誕生 【八木徳太郎市長】 【角谷 進 市長】 【前山徳太郎市長】 【納谷長三郎市長】 【安井伊三郎市長】
27 . 3	第3次拡張事業着手 32年3月完了 事業費135,501,000円 計画給水人口28,000人	
30 .	曾根ポンプ所受配水池500m ³ 2池築造	
32 . 4		府営水道受水(府第2拡張事業) 【久保泰雅市長】
35 .	泉大津市・和泉市・高石町による泉北用水 組合設立	
36 . 4		地方公営企業法改正、企業会計適用
37 . 4		泉北水道受水開始
37 . 8	第4次拡張事業着手 41年3月完了 事業費180,000,000円 計画給水人口60,000人	
37 . 冬期		異常渇水府営水道受水制限受く
38 . 9	曾根ポンプ所内受配水池500m ³ 1池築造	
38 . 夏期		穴師地区水圧低下、給水車配備
39 . 3	高津町浄水場プレロード式円形配水池 1000m ³ 1池築造	
39 . 4		指定金融機関等と公金取扱契約締結
39 . 夏期		市全域水圧低下、穴師地区断水
39 . 10	曾根ポンプ所プレロード式円形受配水池 1,500m ³ 1池築造 深井戸2基完成	
40 . 3	4拡張経営変更事業着手 46年3月完了	

	事業費450,000,000円 計画給水人口87,816人	
40 . 9		水道料金集金委託制度採用
41 . 7	高津町浄水場 寿深井戸各1基完成	
		【茶谷徳松市長】
42 . 3	曾根ポンプ所計測設備装置完成	
42 . 夏期		異常漏水穴師地区一部断水
42 . 11		水道料金計算事務電算委託する
43 . 3	曾根ポンプ所電力設備工事完成	
45 . 9	豊中受水所深井戸漏水工事完成	
46 . 3	曾根ポンプ所受配水池1池2,000m ³ 2池完成	府営水道 4拡
46 . 4		隔月検針制度採用、口座振替制度採用
46 . 8	曾根ポンプ所受配水池1池2,000m ³ 1池増設	
47 . 3	曾根ポンプ所受配水池1池2,000m ³ 1池増設	
47 . 4		泉大津管工事業協同組合設立
47 . 7		水道料金等改正(平均45.4%)
		加入金制度採用
48 . 2	第5次拡張事業調査実施	
48 . 3	高津町浄水場塩素滅菌設備完成	
48 . 4		水道事業所を水道局に組織変更
48 . 6	第5次拡張事業着手55年3月完了	
	事業費1,315,000,000円 計画給水人口90,000人	
48 . 7	豊中受水所施設用地取得72.74m ²	
	同建物築造	
48 . 夏期		異常漏水、市漏水対策本部設置
49 . 3	曾根ポンプ所配水施設用地造成	
49 . 4		下水道使用料徴収・収納事務委託協定書締結
50 . 3	豊中受水所計装設備完成 (曾根ポンプ所から遠隔操作可能となる)	
51 . 1		水道料金等改正(平均58.8%)
51 . 10	汐見配水場受配水池2,500m ³ 完成	
52 . 3	泉北7区地内集中検針設備工事完成	
52 . 5		水道料金隔月徴収実施
52 . 12	曾根ポンプ所監視室整備工事完成	
52 . 12	汐見配水場、配水ポンプ計装設備完成	
53 . 3	曾根ポンプ所資料管理室改築	
53 . 3	曾根ポンプ所機械計装設備自動制御設備完成	
53 . 5	汐見配水場稼働	
53 . 6		水道料金改正(平均35.3%)
53 . 夏期		異常漏水、府営水道10%取水制限
54 . 1		府営工業用水道へ41社中39社転換す
54 . 3	汐見配水場内資材倉庫築造	
54 . 8	曾根ポンプ所上水道計算機導入	
55 . 3	曾根ポンプ所原子吸光々度計設置	水圧モニター市内5箇所設置(配水圧力一定化)

	曾根ポンプ所、汐見配水場無停電々源設備完成、汐見配水場ポンプ設備増設	泉大津市新庁舎完成、水道局新庁舎へ移る
55 . 6	大津川水質悪化、高津町浄水場一時取水休止	
55 . 7		水道料金等改正(平均23.48%)
56 . 3	汐見配水場高圧受電設備完成	【仲井眞二市長】
	泉北7区地内集中検針設備完成	
57 . 3	汐見配水場ポンプ設備完成	
58 . 3	汐見配水場受配水池(2,500m ³)完成	1日最大配水能力5,000m ³ になる
	曾根ポンプ所防災設備及び火災報知機設置	
58 . 4		水道料金計算業務オンライン化
59 . 3	汐見配水場場内整備工事完成	
	曾根ポンプ所流入管布設工事完成	
59 . 4		財務会計電算化
		泉北環境整備施設組合下水道使用料徴収・
59 . 10		収納事務委託協定書締結
		琵琶湖異常渇水。府営水道10%取水制限、
59 . 11		泉北水道水源枯渇、市渇水対策本部設置
60 . 3	曾根ポンプ所水質試験室整備工事完成	異常渇水続行、府営水道20%取水制限
	曾根ポンプ所配水ポンプ設備増強	府営水道の給水制限緩和及び全面解除に
61 . 3	水質試験室ガスクロマトグラフ設置	伴い市渇水対策本部解散
	曾根ポンプ所第1ポンプ室整備	
	小津島監視所完成	
61 . 4		水道料金等改正(平均15.7%)
61 . 9	高津町浄水場廃止	
61 . 10		琵琶湖異常渇水、府営水道10%取水制限
61 . 11		異常渇水続行、府営水道20%取水制限
62 . 1		府営水道取水制限10%に緩和
62 . 2		府営水道取水制限全面解除
62 . 9	第6次拡張事業許認可 計画給水人口76,000人	
62 . 10	泉北6区内給水開始	
63 . 1		曾根ポンプ所を中央浄配水場に名称変更
63 . 3	小津島監視所計装設備工事完成	
63 . 5	小津島監視所稼動	
		【亀岡数一市長】
63 . 12		消費税法施行
平元 . 4		消費税3%を適用
2 . 3	中央浄配水場受電設備工事完成	
2 . 4	自己水(深井戸)全面取水休止	
		【茶谷輝和市長】
4 . 11	汐見資材倉庫管理事務所工事完成	
5 . 12		新水質基準施行(同、共同検査体制発足)
6 . 3	財務会計システム単独導入	

6. 4		水道料金等改正(平均21.77%)
6. 5		泉北水道異常漏水
6. 7		高度処理水(府村野系27.5万m ³)送水開始
6. 8		琵琶湖異常漏水。府営水道10%取水制限 漏水対策調整会議設置
6. 9		漏水対策本部設置 異常漏水続行、府営水道15%取水制限 " " 20% " 府営水道取水制限15%に緩和
6. 10		府営水道取水制限全面解除 高度処理水(府村野系55万m ³)送水開始
7. 1	1月17日阪神・淡路大震災発生 漏水等市内被害状況 (本管系7件、給水管施設128件)	震災地への応援活動 宝塚市(給水応援)1/20~2/3 豊中市(漏水修理応援)1/21~1/23 西宮市(漏水修理応援)2/7~2/14
7. 2		
7. 3	中央浄配水場計算機システム更新工事完成	
7. 4	アクアネット大阪運用開始	
7. 10	料金システム単独導入	
8. 4	ハンディーターミナル導入	公認業者(15業者)による市内漏水修理体制開始
8. 8		O-157対策関連受水槽残留塩素測定実施
9. 1		異常低温(1/22)
9. 2	「泉大津市水道事業計画基本構想 SHEEP PLAN 21」策定	
9. 3	消防防災部局との共同施設である飲料水兼用 耐震性貯水槽(100m ³)を田中町地内に設置 完成	
9. 4		消費税法改定(3%→5%)
9. 6	耐震性5号配水池(3,000m ³)完成	
10. 2	中長期整備計画「SHEEP PLAN 21」の策定	
10. 4		消費税の外税扱いに伴う水道料金改定 改正水道法施行(指定工事店制度等改正)
10. 7		府営水道高度浄水処理水の全量供給開始
11. 2	自動検針システム導入	
11. 12		管工事の材料調達を支給材料方式から請負 業者調達材料方式に変更
12. 3	消防防災部局との共同施設である飲料水兼用 耐震性貯水槽(100m ³)2号基を助松町二丁目 地内に設置完成	
12. 9		漏水により琵琶湖・淀川水系で10%の取水制限 漏水対策調整会議設置
12. 12		取水制限の解除
13. 3	第6次拡張事業(第1回変更認可)	水道施設運転管理業務一部委託

	計画給水人口81,000人、自己水(深井戸)廃止	
13 . 4		諸証明手数料改正
13 . 10		機構改革により水道局と下水道部が統合し、 上下水道局となる
16 . 4		新水質基準施行(46項目から50項目)
16 . 6	耐震性6号配水池(3,000m ³)完成	厚生労働省「水道ビジョン」公表 【神谷昇市長】
18 . 6		泉大津市水問題懇話会設置
18 . 8		コンビニ(全国)収納・郵便局(近畿2府4県) 直接納付開始
18 . 12	中央浄配水場 新管理棟完成	
19 . 3	第6次拡張事業 変更届出 汐見沖地区を給水区域に編入	中央浄配水場を「中央配水場 暮らしの水セン ター」に名称変更
19 . 3		暮らしの水センター 新システム稼働
19 . 4		検針・収納業務(開閉栓業務を除く)を委託
20 . 4		水道料金等改正(平均13.0%) 検針・収納業務(開閉栓業務を含む)を委託
21 . 7		助松埠頭、小松埠頭、松之浜埠頭、汐見埠頭 及び汐見沖地区の難検針場所での無線検針 導入
22 . 4		府営水道料金値下げ
22 . 10		福祉施設用料金を新設
23 . 3	3月11日東北地方太平洋沖地震発生	震災地への応援活動
23 . 4		大船渡市(給水応援) 3/25 ~ 4/1 大船渡市(給水応援) 4/14 ~ 21 大阪広域水道企業団設立
23 . 5		陸前高田市(給水応援) 5/4 ~ 11・24~31
24 . 4		水道料金等改正(平均13.0%) 機構改革により、上下水道局と都市政策部が統 合し都市政策部に、水道業務課と水道工務課が 統合し水道課になる。
24 . 7		泉大津市水問題懇話会解散
25 . 1		【伊藤晴彦市長】
25 . 3	6号配水池緊急遮断弁設置工事(φ500mm)完成 耐震性受水管布設替工事 (大阪広域水道企業団豊中分岐φ400mm)完成	
25 . 4		大阪広域水道企業団水道料金値下げ
26 . 4	改正地方公営企業法施行 泉大津市水道事業ビジョン作成(7月公表)	地方公営企業経理大幅改正 加入金、水道料金、メーター使用料消費税を外 税へ改正 消費税法改定(5%→8%)
26 . 11	中央配水場暮らしの水センターの1号配水池から	

- | | |
|--------|---|
| 28. 2 | 4号配水池の耐震補強工事を順次施工
中央配水場くらしの水センターの1号配水池から
4号配水池の耐震補強工事完了 |
| 29. 1 | |
| 29. 6 | 中央配水場くらしの水センターの1号配水池から
4号配水池の外面補修工事を順次施工 |
| 29. 10 | 配水池の外面補修工事完了 |

【南出賢一市長】

4 事業規模の推移及び概要

項 目	年 度		対 年 度 伸 率 %	29	対 年 度 伸 率 %
	28				
1. 行政区域内人口 (人)	75,289	△ 0.5		75,047	△ 0.3
2. 計画給水人口 (人)	81,000	—		81,000	—
3. 給水人口 (人)	75,289	△ 0.5		75,047	△ 0.3
4. 普及率 (%)	100.0	—		100.0	—
5. 給水戸数 (戸)	35,168	0.2		35,393	0.6
6. 取水水量 (m ³)	8,613,197	△ 0.7		8,531,780	△ 0.9
(1) 自己水 (m ³)	—	—		—	—
(2) 受水 (m ³)	8,613,197	△ 0.9		8,531,780	△ 0.9
(イ) 泉北水道企業団 (m ³)	2,275,360	△ 2.2		2,133,110	△ 6.3
(ロ) 大阪広域水道企業団 (m ³)	6,337,837	△ 0.4		6,398,670	1.0
7. 配水水量 (m ³)	8,610,021	△ 1.2		8,528,810	△ 0.9
8. 配水管延長 (km)	257	1.2		259	0.8
9. 1日配水能力 (m ³)	43,700	—		43,700	—
10. 有効水量 (m ³)	8,200,039	△ 0.6		8,155,887	△ 0.5
11. 有収水量 (m ³)	8,016,781	△ 0.6		7,925,774	△ 1.1
12. 有収率 (%)	93.1	—		92.9	△ 0.2
13. 1日最大配水量 (m ³)	26,005	△ 0.6		25,285	△ 2.8
14. 1日平均配水量 (m ³)	23,589	△ 1.2		23,367	△ 0.9
15. 1人1日最大配水量 (ℓ)	345	△ 0.3		337	△ 2.3
16. 1人1日平均配水量 (ℓ)	313	△ 0.6		311	△ 0.6
17. 水道事業収益 (円)	1,767,945,806	△ 2.8		1,763,645,251	△ 0.2
18. 水道事業費用 (円)	1,457,684,889	△ 3.9		1,471,168,345	0.9
19. 当期(純利益、△純損失) (円)	310,260,917	△ 240.7		292,476,906	△ 5.7
20. 資本的収入 (円)	79,398,174	61.7		141,414,720	78.1
21. 資本的支出 (円)	488,265,082	82.7		583,612,664	19.5
22. 資本収支の差 (円)	△ 408,866,908	△ 81.2		△ 442,197,944	8.2
23. 不良債務額 (円)	—	—		—	—
24. 給水原価 (円)	164.88	△ 2.3		168.04	1.9
25. 供給単価 (円)	189.94	△ 0.2		188.71	△ 0.6
26. 職員数 (人)	15	—		15	—

5 水道料金の変遷

年 項目 用途別	昭和53年6月1日改正				昭和55年7月1日改正			
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
	m ³	円	m ³	(1m ³ につき) 円	m ³	円	m ³	(1m ³ につき) 円
家事用	8	400	9～20 21～30 31～50 51以上	75 95 120 130	8	480	9～20 21～30 31～50 51以上	90 115 150 165
一般用	8	540	9～20 21～30 31～50 51～100 101以上	85 105 130 150 160	8	720	9～20 21～30 31～50 51～100 101～500 501以上	105 125 160 180 200 225
官公署 学校用 病院	30	3,000	31～50 51～100 101～500 501以上	140 150 160 175	30	4,200	31～50 51～100 101～500 501～1,000 1,001以上	160 180 200 225 240
公衆浴場用 (湯屋用)	300 600	15,000 30,000	601以上	60	300 600	15,000 30,000	601以上	60
営業用	20	1,800	21～30 31～50 51～100 101～500 501以上	110 130 150 160 175	20	2,500	21～30 31～50 51～100 101～500 501～1,000 1,001以上	130 160 180 200 225 240
臨時用	1	320	1 m ³ を 超える分	350	1	450	1 m ³ を 超える分	450
私設消火栓 防火演習用	1栓1回 10分以内	1,000			1栓1回 10分以内	1,250		
料金改定率				35.3 %				23.48 %

年 項目 用途別	昭和61年4月1日改正				平成6年4月1日改正			
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
	m ³	円	m ³	(1m ³ につき) 円	m ³	円	m ³	(1m ³ につき) 円
家事用	8	570	9～20 21～30 31～50 51以上	105 130 165 190	8	740	9～20 21～30 31～50 51以上	130 165 200 230
一般用	8	880	9～20 21～30 31～50 51～100 101～500 501以上	120 145 185 205 235 260	8	1,100	9～20 21～30 31～50 51～100 101～500 501以上	150 180 225 245 275 295
官公署 学校用 病院	30	5,150	31～50 51～100 101～500 501～1,000 1,001以上	185 205 235 260 275	30	6,200	31～50 51～100 101～500 501～1,000 1,001以上	225 245 275 300 315
公衆浴場用 (湯屋用)	300 600	15,000 30,000	601以上	60	300 600	※18,000 ※36,000	601以上	※70
営業用	20	3,000	21～30 31～50 51～100 101～500 501～1,000 1,001以上	155 185 205 235 260 275	20	3,600	21～30 31～50 51～100 101～500 501～1,000 1,001以上	190 225 245 275 295 310
臨時用	1	500	1 m ³ を 超える分	540	1	500	1 m ³ を 超える分	560
私設消火栓 防火演習用	1 栓 1 回 10分以内	1,500			1 栓 1 回 10分以内	1,500		
料金改定率				15.7 %				21.77 %

※ただし、公衆浴場用の基本料金及び超過料金の額は、平成8年4月1日から
18,000円→21,000円、36,000円→42,000円、70円→80円となります。

年 項目 用途別	平成10年4月1日改正 (消費税及び地方消費税抜き)				平成20年4月1日改正(税込)			
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
家事用	m ³ 8	円 717	m ³ (1m ³ につき) 円 9～20 126 21～30 160 31～50 194 51以上 223		m ³ 0	円 378	m ³ (1m ³ につき) 円 1～5 39 6～10 40 11～20 179 21～30 213 31～50 258 51～100 303 101～300 329 301～1,000 348 1,001以上 371	
一般用	8	1,067	9～20 145 21～30 174 31～50 218 51～100 237 101～500 266 501以上 286		0	490	1～10 107 11～20 184 21～30 216 31～50 264 51～100 306 101～300 329 301～1,000 348 1,001以上 371	
官公署 学校用 病院	30	6,014	31～50 218 51～100 237 101～500 266 501～1,000 291 1,001以上 305		0	3,631	1～10 113 11～20 200 21～30 233 31～50 269 51～100 311 101～300 337 301～1,000 354 1,001以上 377	
公衆浴場用 (湯屋用)	300 600	20,370 40,740	601以上 77		0	20,318	1～300 42 301～1,000 64 1,001以上 78	
営業用	20	3,492	21～30 184 31～50 218 51～100 237 101～500 266 501～1,000 286 1,001以上 300		/			
臨時用	1	485	1 m ³ を 超える分 543		0	630	全水量	606
私設消火栓 防火演習用	1 栓 1 回 10分以内	1,455			1 栓 1 回 10分以内	1,527		
料金改定率				△3.12 %				13.0 %

年 項目 用途別	平成22年10月1日改正(税込)				平成24年4月1日改正(税込)			
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
家事用	m ³ 0	円 378	m ³ (1m ³ につき) 1 ~ 5 39 6 ~ 10 40 11 ~ 20 179 21 ~ 30 213 31 ~ 50 258 51 ~ 100 303 101 ~ 300 329 301 ~ 1,000 348 1,001以上 371	円 446	m ³ 0	円 446	m ³ (1m ³ につき) 1 ~ 5 39 6 ~ 10 40 11 ~ 20 205 21 ~ 30 240 31 ~ 50 284 51 ~ 100 303 101以上 329	円 329
一般用	0	490	1 ~ 10 107 11 ~ 20 184 21 ~ 30 216 31 ~ 50 264 51 ~ 100 306 101 ~ 300 329 301 ~ 1,000 348 1,001以上 371	590	0	590	1 ~ 10 113 11 ~ 20 210 21 ~ 30 245 31 ~ 50 291 51 ~ 100 355 101 ~ 300 380 301 ~ 1,000 405 1,001以上 426	426
官公署 学校用 病院	0	3,631	1 ~ 10 113 11 ~ 20 200 21 ~ 30 233 31 ~ 50 269 51 ~ 100 311 101 ~ 300 337 301 ~ 1,000 354 1,001以上 377	4,188	0	4,188	1 ~ 10 113 11 ~ 20 210 21 ~ 30 245 31 ~ 50 291 51 ~ 100 367 101 ~ 300 397 301 ~ 1,000 420 1,001以上 455	455
公衆浴場用 (湯屋用)	0	20,318	1~300 42 301~1,000 64 1,001以上 78	20,318	0	20,318	1~300 42 301~1,000 64 1,001以上 78	78
福祉施設用	当該施設の入所定員に7立方メートルを乗じて得た水量 (以下この表において「施設水量」という。)までの分 入所 定員1人につき7立方メートルの水量を使用したものとみな して、家事用の項に規定する計算方法により得られた額の 合計額 施設水量を超える分 一般用の項超過料金(1立方メートル につき)の欄に規定する計算方法により得られた額				当該施設の入所定員に7立方メートルを乗じて得た水量 (以下この表において「施設水量」という。)までの分 入所 定員1人につき7立方メートルの水量を使用したものとみな して、家事用の項に規定する計算方法により得られた額の 合計額 施設水量を超える分 一般用の項超過料金(1立方メートル につき)の欄に規定する計算方法により得られた額			
臨時用	0	630	全水量	606	0	690	全水量	606
私設消火栓 防火演習用	1栓1回 10分以内	1,527			1栓1回 10分以内	1,527		
料金改定率								13.0%

用途別	平成26年4月1日改正(税抜)			
	基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
	m ³	円	m ³	(1m ³ につき)円
家事用	0	424	1 ~ 5 6 ~ 10 11 ~ 20 21 ~ 30 31 ~ 50 51 ~ 100 101 以上	37 38 195 228 270 288 313
一般用	0	561	1 ~ 10 11 ~ 20 21 ~ 30 31 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 300 301 ~ 1,000 1,001 以上	107 200 233 277 338 361 385 405
官公署 学校用 病院	0	3,988	1 ~ 10 11 ~ 20 21 ~ 30 31 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 300 301 ~ 1,000 1,001 以上	107 200 233 277 349 378 400 433
公衆浴場用 (湯屋用)	0	19,350	1~300 301~1,000 1,001 以上	40 60 74
福祉施設用	当該施設の入所定員に7立方メートルを乗じて得た水量(以下この表において「施設水量」という。)までの分 入所定員1人につき7立方メートルの水量を使用したものとみなして、家事用の項に規定する計算方法により得られた額の合計額 施設水量を超える分 一般用の項超過料金(1立方メートルにつき)の欄に規定する計算方法により得られた額			
臨時用	0	657	全水量	577
私設消火栓 防火演習用	1 栓 1 回 10分以内	1,454		
料金改定率				—

6 加入金の変遷

メーターの 口径	昭和59年 9月1日改正	昭和61年 4月1日改正	平成6年 4月1日改正	平成10年 4月1日改正 (税抜)	平成20年 4月1日改正 (税込)	平成26年 4月1日改正 (税抜)
13mm	20mm以下 90,000 円	20mm以下 100,000 円	20mm以下 120,000 円	20mm以下 116,000 円	20mm以下 149,100 円	20mm以下 142,000 円
20mm						
25mm	150,000 円	170,000 円	200,000 円	194,000 円	247,800 円	236,000 円
30mm	— 円	— 円	— 円	— 円	369,600 円	352,000 円
40mm	450,000 円	500,000 円	600,000 円	582,000 円	747,600 円	712,000 円
50mm	770,000 円	850,000 円	1,000,000 円	970,000 円	1,239,000 円	1,180,000 円
75mm	2,030,000 円	2,200,000 円	2,500,000 円	2,425,000 円	3,108,000 円	2,960,000 円
100mm	4,080,000 円	4,500,000 円	5,600,000 円	5,432,000 円	6,982,500 円	6,650,000 円
150mm	市長が 別に定める	市長が 別に定める	市長が 別に定める	市長が 別に定める	20,265,000 円	19,300,000 円
200mm以上					市長が 別に定める	市長が 別に定める

7 メーター料金の変遷

料金 口径	昭和51年1月1日改正	平成10年 4月1日改正 (税抜)	平成20年 4月1日改正 (税込)	平成26年 4月1日改正 (税抜)
	1か月につき使用料金	1か月につき使用料金	1か月につき使用料金	1か月につき使用料金
13mm	75 円	72 円	87 円	82 円
20mm	145 円	140 円	169 円	160 円
25mm	150 円	145 円	175 円	166 円
30mm	— 円	円	233 円	221 円
40mm	300 円	291 円	352 円	335 円
50mm	1,600 円	1,552 円	1,874 円	1,784 円
75mm	2,100 円	2,037 円	2,460 円	2,342 円
100mm	2,600 円	2,522 円	3,045 円	2,900 円
150mm	4,200 円	4,074 円	4,919 円	4,684 円

8 手数料の変遷

種 別	区 分		平成10年 4月改正	平成20年 4月改正
設 計 手 数 料	1件について		300 円	据 置
	ただし、設計金額が1万円 を超えるものは設計金額の		3 %	
設 計 審 査 手 数 料 (1給水装置につき)	口径13mm		1,000 円	据 置
	口径20mm		2,000 円	
	口径25mm		3,000 円	
	口径30mm		— 円	5,000 円
	口径40mm		7,000 円	据 置
	口径50mm以上		10,000 円	
	改造工事		1,000 円	
しゅん工検査手数料 (1給水装置につき)	口径13mm		1,500 円	据 置
	口径20mm		3,000 円	
	口径25mm		4,000 円	
	口径30mm		— 円	6,000 円
	口径40mm		8,000 円	据 置
	口径50mm以上		12,000 円	
	改造工事		1,500 円	
指 定 手 数 料	1件について		10,000 円	据 置
道 路 占 用 又 は 掘 削 申 請 手 数 料	国 道	1件について	20,000 円	廃 止
	府 道	1件について	15,000 円	
諸 証 明 手 数 料	1件について		300 (13年4月改正) 円	据 置